

平成 23 年 10 月 6 日

金融庁総務企画局市場課 御中

「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定
する件（案）」に対する意見

I S D A 東京事務所

先般、貴庁から公表された「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（案）」（平成 23 年 9 月 6 日公表）に関して、以下の点について確認及び要望をさせていただきたく存じます。

1. 当該告示が 2012 年末までの期限となっている理由は国際的な議論動向次第で、見直しを行うためとの理解でよいか。もし、2012 年末に見直しを行う場合であっても、今回公表されている告示で金融商品債務引受業の対象取引から除外している取引については、引き続き除外していただきたい。
2. 金融商品取引業者等の海外ブックの取引であって、外貨金利スワップや海外企業を参照債務とする CDS についても、我が国の資本市場に与える影響は軽微であると考えられるため、金融商品債務引受業の対象取引から除外していただきたい。

以上、宜しく願いいたします。

International Swaps and Derivatives Association, Inc.

Otemachi Nomura Building, 21st Floor
2-1-1 Otemachi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
P 813 5200 3301 F 813 5200 3302
www.isda.org

NEW YORK WASHINGTON
LONDON BRUSSELS
HONG KONG SINGAPORE
TOKYO